

令和元年度 第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 令和元年 6 月 3 日（月）幹部会終了後～
場所 特別会議室

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料 1】（P1）

2 条例の施行に伴う今年度の主な取り組みについて 【資料 2】（P5）

3 その他

< 参考資料 >

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

平成 30 年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
4 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件

(3) 相談事例の概要

・不当な差別的取扱い

相談者	障害当事者（身体障害）
相談内容	水道メータの取替に来た職員の言葉遣いで不快な思いをした。 別の日に、隣の家と間違えて漏水修理に来た職員が、本人がいるにもかかわらず本人と話をせず、介護者に対して説明を行った対応に不快な思いをした。 （上下水道局）
対応	職員の、障害のある方に対する配慮に欠けた対応により不快な思いをさせたことについて文書で謝罪するとともに、障害のある方に対して、尊厳に配慮した対応に心がけるよう指導を徹底した。
ポイント	障害のある人がいるにも関わらず、本人ではなく、介護者や付き添いの人に説明をするのは、障害のある人への「不当な差別的取扱い」に該当。障害のある人へ説明すべき事項は、障害の特性に配慮し、本人に適切に説明することが必要。

・その他の相談等

相談者	障害当事者（身体障害・高次脳機能障害）
相談内容	研修でグループワークを行った際に、高次脳機能障害による選択性注意障害があるため、他のグループの話し声が気になって、グループ内のメンバーの話し声が聞き取りにくいいため、配慮してほしい。（健康福祉局） ※配慮の必要な人は、事前の申込書で申し出ることができるようにしていたが、申込時には車いす席の用意に関する配慮の申し出のみで、上記のような申し出はなかった。
対応	次のグループワークを行う際に、他のメンバーの了解を得て、他のメンバーの声が聞こえやすいような距離になるようテーブルの数を減らすとともに、申出者の周りを他のメンバーが囲むような形になるよう配席を変更した。
ポイント	障害のある人の申し出を受け、まわりの理解と協力を得て、配慮を行った事例。

相談者	不明（不明）※聴き取りができなかったため。
相談内容	あるイベントのチラシに「身体等に障害のある方…は、手帳…のご提示により…当日料金の半額（で入場可能）」という表記があるが、「身体等」という表現は身体障害と並ぶ「知的障害」「精神障害」のある者に対する差別にあたる。きちんとすべて等格の障害として扱うべきである。（教育委員会）
対応	今後の類似した表記については、「身体等に」ではなく、「障害のある方は～」とする。
ポイント	障害を理由として、正当な理由なく、障害のない人と異なる取扱いをする「不当な差別的取扱い」には該当しないが、ご意見を受け対応した事例。

相談者	その他（施設からの報告）
相談内容	プールの利用について利用者間（A氏と障害者（精神障害）複数名及び引率者）でトラブルになった。 A氏に話を聞くと「障害者がプール内で広がって立ち止まっていたため、複数回声をかけたところ叩かれ、引率者の態度も良くなかった」とのことであった。 また、引率者に話を聞くと「A氏に対し、大きな声で近寄られると興奮してしまうため、そっとしておいてほしいと伝えたが聞き入れてもらえなかった。できるだけコースの片方に寄っているが、場合によってはタイミングよくスタートできず、少し広がって待つこともある。今回はもう利用を早めに切り上げる」とのこと、プール利用をやめられた。 （教育委員会）
対応	障害者及び引率者に対しては、驚かせたことや利用を早めに切り上げることに對して謝罪を行った。 A氏に対しては、大きな声に驚いて騒いだり叩いたりしたと思われるので、静かに話していただきたいことや、行動を起こすまでに準備時間が必要なので、指導の際も根気強く待つことが必要であること、彼らにとってもプールで運動することは大切なプログラムであることを説明し、理解を求めた。A氏からは、今後時間をずらして利用する旨の申し出があった。
ポイント	職員による障害者差別に関する事例ではないが、職員が障害のある人への理解を求めた事例。

2 条例の施行に伴う今年度の主な取り組みについて

(1) 条例に関する普及啓発

ア ガイドラインの作成

条例の理解促進を図るため、条例の内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、分かりやすい表現を用いて解説した冊子を作成

イ 民間活力を活用した広報の実施

民間企業各社の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報について企画の提案を募り、最も評価の高かった提案に基づく広報を実施

＜広報PRの例＞

- ・テレビCMやラジオCM
- ・新聞、雑誌、インターネット等の広告
- ・リーフレット等の作成や配布
- ・イベントの開催

など

ウ 課長級職員研修の実施

障害者差別解消のための取り組みを推進する立場である管理職員の意識向上を図るとともに、職員対応要領に則った障害のある人への適切な対応を行っていくために法及び条例への理解を深める研修を実施

(2) 名古屋市障害者差別解消調整委員会の設置

事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決が図られなかった事案へ対応するため、今年度から設置

ア 性質

障害者差別に関する紛争解決のための第三者機関【市長の附属機関】

※ 設置根拠

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
第14条【平成30年12月20日公布、平成31年4月1日施行】

イ 役割

- ・ 助言又はあっせんの実施（そのための必要な調査も含む。）
- ・ あっせんによっても解決しない場合における市長に対する勧告の求め

ウ スケジュール

令和元年5月30日（木） 第1回会議の開催

6月以降

あっせんの申し立てがあれば随時開催

令和2年度以降

定例会議（年1回開催（5月頃））

＋ あっせんの申し立てに伴い随時開催

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

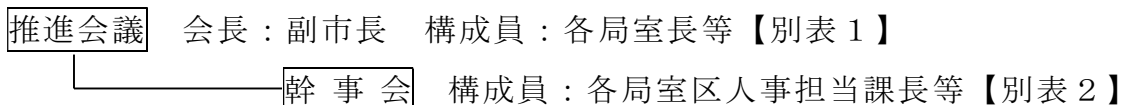
(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とする。

(2) 所掌事項

- ア 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- イ 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- ウ その他障害者差別解消の推進に関すること

(3) 組織体制



【参考：平成 30 年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

平成 30 年 8 月 20 日（月）	・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について ・市職員等による障害者差別に関する相談事例 等
平成 31 年 1 月 15 日（火）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮の好事例 等

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

平成 30 年 8 月 8 日（水）	・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について ・市職員等による障害者差別に関する相談事例 等
平成 30 年 12 月 21 日（金）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮の好事例 等

別表 1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表 2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
市民経済局総務課長
市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
病院局管理部総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教務部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長